

## 平成15年度第3回浦安市環境審議会議事録

1. 開催日時 平成15年7月31日(木)午前10時00分～午前11時45分

2. 開催場所 浦安市役所 議会棟第2会議室

### 3. 出席者

(委員)

木邨定男委員、内海照枝委員、岡部正明委員、久保博海委員、伊豆富子委員、柳憲一郎委員、上野菊良委員、畑中範子委員、望月賢二委員、古市孝委員、熊倉敬三委員

(欠席 平山博章委員、安部賢一委員、加藤里行委員、渡辺英夫委員)

(事務局)

浦安市助役 山本尚子

環境部長村瀬滋生、環境部次長中村和明、環境保全課長押尾照明、環境保全課環境推進係長石田和明、環境推進係長島忠、安倍麗子

### 4. 内容

- (1) 会長あいさつ
- (2) 諮問
- (3) 審議 浦安市環境基本条例の骨子案
- (4) その他

### 5. 議事の概要

- (1) 会長あいさつ
- (2) 諮問  
市長代理の助役より会長へ諮問が提出された。
- (3) 事務局説明  
環境基本条例の諮問及び浦安市環境基本条例骨子案について事務局より説明を行った。
- (4) その他  
次回の会議は平成15年8月11日に開催する。

### 6. 会議経過

環境基本条例の諮問について事務局より説明  
浦安市環境基本条例骨子案について事務局より説明  
前 文

埋立てという表現を本市の特性としていれるべきである、本州製紙という企業の名を条例にいれてよいのか、さらに、将来的な要素として「水と緑に囲まれた快適環境都市」という表現をいれるべきであるというご指摘を

前回の審議会でもいただいた。これらをふまえて現在検討している。

#### 1．目的

前回の審議会の議論をふまえて、「環境の保全及び創造」を「環境の保全」とした。2定義の「環境の保全」の語句定義で創造の概念を含むとした。向上の中に「良好な自然環境が回復する条件の創出及び良好な生活環境等の創出を含む。」というかたちで規定をしたいと考えている。

#### 2．定義

公害の定義で国基本法に倣い、「相当範囲にわたる」を記述した。例えば、近隣の悪臭の発生といったような紛争まで公害とは考えない。

#### 3．基本理念

1．「市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境」を「市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境」と変更した。前回より狭義になっている。

2．「循環型」というと限定されてしまうため、「持続的な発展が可能な循環型社会」を「持続的な発展が可能な社会」と変更した。

#### 4．市の責務

「前条に定める基本理念」を「前条に定める環境の保全に関する基本理念」と変更した。ここで定める基本理念はあくまで環境の保全に関するものであることを明確にした。

#### 5．事業者の責務

国基本法に倣い、第2項に事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有することを新たに規定した。ここでは、努力規定ではなく責務規定とする。

#### 6．市民の責務

変更はない。

#### 7．滞在者等の責務

前回の会議で、特定の滞在者を連想してしまうというご指摘を受けたが、ここではあくまで通勤・通学者を含むということで変更はしていない。

#### 8．施策の基本方針

内容的には前回と変わらない。人と自然との豊かな触れ合いが保たれる環境を実現するため、生物多様性の確保を図られるとともに、水辺地、緑地等における多様な自然環境を保持することとしていたが、これを二つに分けて、生物の多様性の確保が図られるとともに、本市の多様な自然環境が体系的に保全されること、市民と自然との豊かなふれあいが保たれることとした。

また、では「地球環境を保全すること」としていたが、「地球環境の保全に資する取組がされること」とした。「地球環境を保全すること」ではとても大きいため、市町村レベルでは「資する」とした。

#### 9．施策の策定等に当たっての措置

前回では、「環境の保全を十分に尊重して」としていたが、これでは言葉の表現がおかしいので「基本理念にのっとり」とした。

#### 10．環境基本計画の策定

変更はない。

#### 11．年次報告

変更はない。

#### 12．環境基本計画との整合

これまでは、「すべての施策を策定し、及び実施するに当たっては」としていたが、「環境に及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては」とした。

#### 13．環境影響評価の推進

「環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者」としていたが、例示をなくし、「環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者」とした。

また、「その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い」を「事前に環境影響評価を行い」とした。

#### 14．環境の保全上の支障を防止するための規制等

第1項については、公害については必要な規制をするといった内容である。第2項では、保全を図るための規制とはどういったことがあてはまるのかは具体的な例示が見当たらないが、将来を考えて自然環境の適正な保全に関しての規制も必要である。第3項については、公害以外のものは必ずしも規制できるとは限らないので、努力規定としている。

#### 15．環境保全協定

環境保全協定は事業者と自治体との協定であるため、事業者等としていたところを事業者とした。

#### 16．経済的措置

第1項については変更がない。第2項については、市民等に経済的措置を求めるとしていたが、現状ではごみの有料化などを想定しているため、「環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行なう者」とした。

#### 17．施設の整備等

とくに変更はないが、語句の定義を少しかえた。第1項で「公共的施設の整備その他環境の保全上の支障の防止に資する事業」を「公共的施設の整備及び環境の保全上の支障の防止に資する事業」とした。

#### 18．資源の循環的な利用の促進等

これまでの考え方から第2項を努力規定とすべきであることから訂正した。

#### 19．環境に関する教育及び学習の振興等

語句の整理をした。保全に関するということではなくて保全について教

育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることとした。

20．市民等の自発的な活動を促進するための措置

「再生資源の回収活動」を「再生資源に係る回収活動」とし、より広く整理した。

21．情報の提供

19に合せて整理している。「19の環境の保全に関する」とし、19の教育及び学習であるとしている。

22．市民等の意見の反映

10の環境基本計画の3番目に合せて整理した。

23．調査の実施

変更はない。

24．監視等の体制の整備

今回は保全だけとなったため、「並びに」を「及びに」とした。本市のレベルでどこまでできるかをふまえて整理すべきであるという指摘も内部的にある。答申までの間に法規のほうとも整理し、場合によっては限定する。他市では監視測定等としているところもある。

25．推進体制の整備

変更はない。

26．地球環境保全に関する施策

市のレベルを考えて、「関する」を「資する」とした。

27．浦安市環境審議会の設置

変更はない。

28．所掌事務

市長の諮問機関と位置づけているため、「市長の諮問に応じて」を加えた。第2項に諮問に応じて答申するだけでなく、審議会として意見を述べることができることを入れた。

29．組織

変更はない。

30．施行期日

変更はない。

31．浦安市環境審議会条例の廃止

変更はない。

浦安市環境基本条例骨子案について各委員より意見・質問がだされた。

13 環境影響評価の推進

・努力規定にしたのはなぜか

事務局 現在、国においてはアセス法、県においてはアセス条例がある。本市としてどの程度の規模まで対象とするかについて他部局として調整していかなくてはならない。やらないということではなく調整などを経ながらどういったかたちでできるかを時間をいただき検討させていただきたい。

- ・国の法律が定めた規模、要件にかからない対象は条例で定めてよい。県の条例にもかからない規模の小さいものを浦安市としてかけたいというのであれば、環境アセスメント条例を策定すればよい。条例を制定することが定かではないので努力規定としていると理解する。

13・14・25の表現について

- ・13は「努めるものとする」と、14第3項は「努めなければならないこと」、第25条は「努めること」としているが、これらになにか意味合いがあるのか。

事務局 法的にはかわらない。9も以前「努めること」としていたが、これを改めて「努めなければならない」とした。語句のニュアンスの問題であるが、この場合「努めなければならない」とした方がより積極的にみえるのではないかとということで訂正した。内容そのものは実態的にはかわらないと理解している。

#### 5 事業者の責務

- ・第1項に「ばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害」とあるが「ばい煙、汚水、廃棄物の処理」も公害ではないのか。
- ・法的には公害とはあくまで典型7公害を指す。例示は誤解を与えるのでいいらない。

事務局 この条例の規定は環境基本法第8条 事業者の責務に倣っている。基本法の逐条解説で例えばばい煙以外の大気汚染物質などがあると書かれているが、わかりにくいという指摘を受けたので直すかどうかを含めて文書法規と相談しながら検討したい。

#### 16 経済的措置

- ・市民や事業者に対して経済的負担を求めていくことがあると理解しているのか。

事務局 16第1項においての市民等は、10第3項で「市民、事業者及びこれらの者の組織する団体」と語句規定している。16第1項については補助金をあげることである。自治会などに補助金をわたすことから、実態に即して「市民等」とした。ご指摘のとおりお金をとるという第2項に関しては、市民及び事業者となおそうかという話もあった。しかし、基本法第22条第1項に語句規定されているので、条例骨子(案)16第2項でもこれを使っている。我々が生活することや日常的な企業活動も環境へ負荷を与えていることを頭に入れながら、負荷を与える人に対して、適正な負担をしていただくという発想である。具体的にはごみ減量の審議会でごみの指定袋制について検討している。市でお金を上乗せするわけではないが、指定袋にすること自体がながしらの経済的負担をすることになる。一般の家庭にしても企業にしても、ごみを出すことで負荷を与えているという観点からいいなおしたと理解していただきたい。

- ・経済的負担は基本法で新たにはいつてきた考え方である。環境の負荷を低減させるには規制だけでは不十分であるので、経済的手法や誘導的手

法を導入して、環境の負荷をいかに低減するかという方法に人々を誘導することが望ましい。日本はとくに負荷活動に対して、コストを負担させるという社会である。お金というものが念頭にあると、事業者、市民自ら負荷活動をしないようにするだろうということから、こういった手法を条例にもいれていくということである。国では、今年の10月1日から試行的に炭素税の取引の市場ができる。また、杉並区でもレジ袋税をやっている。できるだけ負荷がでないように経済的な仕組みを市としても検討したいということである。メニューはたくさんあったほうがよいが、根拠となる条文が条例にかかれていないとできない。

## 2 定義

- ・骨子案でも「自然環境」がたくさんでてくるが、定義で「自然環境」は必要ないのか。
- ・14第2項の事務局の説明の中で、具体的にどういったことが自然環境の保全につながるのかは現在検討中であるということであった。公害は典型7公害なので、それ以外のものに対する規制はすべて第1項の「必要な規制」に関連している。結果的に人々の行為が自然環境の保全の支障になるといった場合に規制措置を講じるのかといったことが第2項でかかっている。自然環境という言葉の定義はないが、一般的に考える自然環境というのは、人間が造った以外のものである。

## 8 施策の基本方針「生物の多様性」について

- ・浦安市は埋立てをしていて従来の湿地はない。三番瀬や河川についても当時とは異なる。非生物的環境についても全く違うし、生物の構成も全く違う。これは、日本の生物の多様性の考え方が、基本的には人が自然をうまく利用することによって、人がある状態に常に維持することであるためである。要するに人が関わりつづけないといい状態の環境ができない。前回の会議で環境の保全及び創造について話しがあった。結果として定義さえ明確であればいいと思うが、どのように浦安市民が地域の自然と関わってどういった自然を創っていくのかを考えていかないと快適な空間ができない。基本理念にあるように「市民が健康で文化的な生活を営む」とある中で現状で改善すべきものが多くある。積極的に踏みこまないといい環境はできない。水の循環や生態系などをどのように人が関わりつづけながら創っていくのかということが全体に欠けている。浦安市は後背湿地を埋立てしているため、すべて平らである。でこぼこがないというのは自然をつくるのがとても難しい。技術的にもほとんど例がない。今後、浦安市の快適な空間を創るためには研究、開発を必要とされる。これを検討しないと環境基本計画に移行しにくいのではないか。
- ・さきほどのお話しは、本市の特性を具体的に把握して環境基本計画の中でどうすべきかを述べていくステップであると位置づけるべきである。これをふまえて条例に文言をいれていくのはどこの市でもやっておらず

非常に難しい。基本条例をつかって次のステップにいかなければならない段階で今回の諮問があり、来月11日の会議で答申をする。文言について何かあるかといわれたときに、快適環境をどうすべきかをこのような条例にいれることは非常に難しい。基本計画の段階で議論すべきものである。

#### 環境の保全及び創造について

- ・浦安市には守るべき小川も里山もない。我々がそれを創っていかなければならない。三番瀬の条例を作る委員会では、保全の前に再生という言葉があり、保全の中に利用という言葉が含まれているとされる。市民にとっては、再生など創っていくということを明確にすることが必要である。この条例では浦安市の特性が全然でていない。他市と同じでは意味がない。
- ・さきほど事務局から説明があったように、2の定義で「向上」という文言に定義をいれている。これは他の条例にはみられない。「創造」という文言を削っただけではない。
- ・生活空間の整備が非常に大切である。自然環境と生活環境をきっちり使い分けるという意味で自然環境の定義をしたほうがよいとさきほど申し上げた。
- ・海が見える良好な自然景観は自然公園法にもある。自然環境という定義が現行法にも広がってきている。定義として明確な線引きができない。法律上の射程が広がってきている。条例が明確に定義することはできない。

#### 「自然」という言葉について

- ・委員の方々の「自然」という言葉の捉え方がそれぞれ違う。違うものをもってイメージされている。どこかで整合をとらなければならない。いわゆるふつうの日本人がイメージする里山というような自然は浦安市には全くない。三番瀬は自然という意味では末期がんのような状態であり、境川も自然とはいえない。そのような状態をよくしていくために三番瀬の場合には「再生」が使われている。生物態系自体もいろんな意味で社会的に定着していない。こういった問題がならびながらも条例をつかっていかなければならず、議論をしてつみあげていく時間がない。具体的には環境基本計画には十分に時間をとっていただきたい。浦安市はこうだからこういうものを創り上げていきたいといったことを考えていきたい。

事務局 答申書の中でいまの趣旨を活かしたかたちで附帯意見としていれさせていただく。同時に環境基本計画の中でそういったことをふくらませていきたいということも書かせてもらうかたちで対応したい。

#### 7 滞在者等の責務

- ・浦安市でも11月30日から4月まで夜間禁煙運動を行った。なかなか守ってもらえない。条文にいれてあるだけでは意味がない。あとあとの問題を検討すべきである。
- ・健康増進法が策定され、公共施設での喫煙も制限されてきている。滞在者等がどういったかたちで責任をとっていくのかということもおそらく環境

基本計画で議論されるであろう。基本計画の素案をどのように作るかということは、市では基本条例を作る前から議論されている。

#### 8 施策の基本方針

- ・NASAでオゾン層が保護されているということがわかったというニュースを耳にしたので目についたのだが、さきほどの説明で「地球環境の保全に資する取組」とし、あえて狭義にされた意味をききたい。

事務局 国では国家間の連携で地球環境の保全に取り組んでいる。浦安市も日本国のひとつの構成員である。浦安市としても地球規模の環境問題にわれわれもできるだけ寄与できるような取組みをしたいということで「資する」とした。一市としても地球温暖化対策実行計画を策定している。今後、市民や事業者の方と一緒に地球環境の保全に取り組んでいくかも問題である。

#### 3 基本理念

- ・「協働」という字の意味は。
- ・ドイツの憲法で協働原則というものがある。環境分野では、パートナーシップということがある。ひとりひとは独立して責任と義務を果たすが、そういう人たちがパートナーとして活動して、環境の負荷を低減させていくということが必要であることから、この言葉が使われている。

#### 8 施策の基本方針

- ・生物の多様性を確保が図られるとともに、本市の多様な自然環境が体系的に保全されること、市民と自然との豊かなふれあいが保たれることは一つの項目としてよいのではないか。
- ・事務局 以前は「人と自然との豊かな触れ合いが保たれる環境を実現するため、生物の多様性の確保を図るとともに、水辺地、緑地等における多様な自然環境を保持すること。」と一つの項目にしていた。人と自然とのふれあいを保つためだけに生物の多様性の確保を図るわけではない。必ずしも「と」はイコールではない。国基本法も二つに分けていることからそれぞれにそって整理している。
- ・「ふれあい」を「ふれあいの場」をした方がよいのではないか。
- ・人と自然のふれあいという観点からいえば、人が維持管理をしなければ自然というものはよい状態を保てない。自然は自らの力（しくみ）で変わっていくので、人にとってよい状態を保つためには、常に維持管理が必要である。地域の文化として市民がどのように自然と関わり合いをどのように考えるかでこの部分はかわってくる。浦安は人が作った空間であるため、人が、自然の変化していく力を利用し、積極的に作っていくという面も必要である。
- ・「保たれること」とされると何を保つがよくわからないので、この点は文言をもう少し整理すべきである。



## 15 環境保全協定

- ・環境保全協定は、義務規定である場合が多い。ここを努力規定とした理由は。

事務局 主に公害を防止するために必要な協定を結ぶことを考えている。協定は、事業者との合意で結ぶものであり契約行為であるため、努力規定にせざるをえない。

- ・必ずしも締結しなければならないものではない。締結された内容については拘束力をもつものになる。環境教育や環境保全活動の推進のための協定もある。そのようなことは、20 市民等の自発的な活動を促進するための措置の中で締結していくことも考えられる。第15条 環境保全協定では、環境の保全上の支障を防止することに焦点が当てられている。

### 6 市民の責務及び 7 滞在者等の責務

- ・6 第1項「努めなければならない」第2項「責務を有すること」とし、7 前段「責務を有する」後段「努めなければならない」と表現したのはなぜか。

事務局 市民の場合、日常生活において環境への負荷の低減に努めなければならない。滞在者の場合、自ら努めるということは市民と同じであるとはいいつつも、実際は市が行う施策に協力するという点についてはあくまで市民のほうを重く考えている。

- ・6 第1項より7 前段のほうの方が重いのはおかしいのではないか。

事務局 誤解のないように再度整理をする。